

社会のデジタル化が加速され、インターネットを通じた商取引の増加や SNS の利用拡大などにより生活が便利になる一方、消費生活に関するトラブルは、年々複雑化・多様化しており、それらのトラブルに対応するためには、高度な知識が求められます。そのため、相談窓口の機能強化、および消費者がトラブルに対処できるよう知識を学ぶ場、正しい情報の周知が必要とされております。

国においては、このような消費者問題に対し地域における取組が重要であるとの方針のもと消費者行政活性化基金の創設、更に消費者行政強化（推進）事業交付金制度が実施され、これらの活用により各自治体における消費生活相談組織・対応能力の強化が図られてきたところです。

本組合におきましても、圏内での様々な消費者問題に対して地域における取組の重要性を考慮し、平成 22 年 4 月から奥能登 2 市 2 町の相談窓口として専門相談員を配置した『奥能登消費生活相談室』を能登空港ターミナルビル 4 階に設置し、平成 29 年 4 月からはその名称を『奥能登広域消費生活センター』と改定し、相談・あっせん業務体制の更なる充実強化を図ってまいりました。

民法改正により、令和 4 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられました。それに伴い 10 代の消費者トラブル未然防止のため、中高生を対象とした消費者教育の重要性も高まっています。若年層の消費者トラブルや消費者教育について理解を深めるセミナー等をはじめ、老人会や児童クラブなど各種団体からの要請に応じて相談員や行政職員による出前講座を開催し、年齢を問わず消費者として生きる力を育むための消費者教育の充実に取り組み、啓発及び消費者トラブル未然防止に努める所存です。

そして消費者ホットライン電話番号『188（いやや）』の利用を呼びかけ、安全・安心な社会環境づくりに寄与いたしたいと存じます。交付金等の活用期間経過後もこれらを活用した体制を維持又は更に強化する所存です。

皆様方におかれましては、『奥能登広域消費生活センター』を地域の身近な相談窓口としてご利用いただきますようお願い申し上げます。

令和 5 年 2 月 1 日

奥能登広域圏事務組合
組合長 坂口 茂